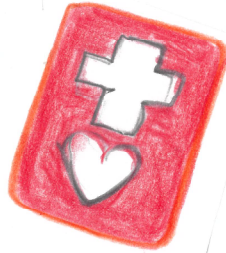
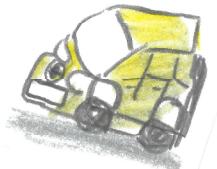
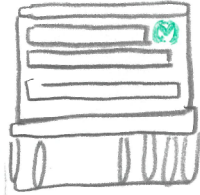
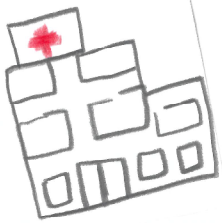


# くらしのみちしるべ

## 三田市医療的ケア児等支援の手引き



令和8年4月1日現在の情報です

くらしのみちしるべ  
～三田市医療的ケア児等支援の手引き～

三田市地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援連絡会

# 目次

はじめに .....	3
相談できる人またはつないでくれる人 .....	4
退院に向けて .....	5
1. (1) ライフステージ一覧 .....	6
2. 手当・年金 .....	7
3. 医療費助成 .....	8
4. 健診等一覧 (1) 子どもの健診 .....	9
4. 健診等一覧 (2) 赤ちゃん訪問 .....	10
5. 保育・教育関係等 .....	11
(1) 保育コンシェルジュ .....	11
5. 保育・教育関係等 .....	12
(2) 特別支援教育サポートセンター .....	12
6. 障害福祉 (1) 障害者手帳について .....	13
6. 障害福祉 (2) 身体障害者手帳の申請について .....	14
6. 障害福祉 (3) 補装具その他 .....	15
7. 障害福祉サービス等について .....	16
(1) 障害福祉サービスの手続きについて .....	16
7. 障害福祉サービス等について .....	17
(2) 障害者総合支援法の障害児・者支援 .....	17
7. 障害福祉サービス等について .....	21
(3) 障害者総合支援法のサービス内容 .....	21
(4) 医療型短期入所事業所をお探しの障害児・者のご家族の方へ .....	22
8. 医療のサービス .....	23
9. 移行期支援 .....	24
10. 災害対策 .....	27
11. 三田市で暮らす .....	28
問い合わせ先一覧 .....	30

☆表紙作成 白川 仁哉さん  
☆挿絵 作品 三田市立ひまわり特別支援学校生徒のみなさん  
☆組版 就労移行支援事業所コミナス

# はじめに

## 医療的ケアとは

ご自宅（病院以外の場所）で痰の吸引や経管栄養など、生きていくうえで必要不可欠な医療的援助行為のことをいいます。

例えば・・・

- ★呼吸の補助：人工呼吸器や在宅酸素を使っている  
気管切開がある  
痰の吸引が必要
- ★栄養摂取：胃ろうがある  
経鼻や経腸からの栄養摂取である
- ★排泄の補助：導尿が必要  
人工肛門がある

お子さんに医療的ケアが必要だとわかった時、ご家族の方は「これからの生活はどうなるの？」などいろいろな心配ごとがあると思います。

このサポートガイドでは、医療的ケアが必要なお子さんが安心して三田市で暮らしていくために役立つ情報を提供しています。

ご家族のみなさんが安心して過ごせる、そんな毎日のためにぜひご活用ください。



三田市地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援連絡会  
令和7年度事務局  
三田市障害者基幹相談支援センター

# 相談できる人またはつないでくれる人

誰がどのようなサポートをしてくれるのか、  
まず「医療的ケア児等コーディネーター」にご相談ください。

## 福祉

### 医療的ケア児等コーディネーター

※医療的ケアが必要な方とご家族への  
支援の総合調整

### 障害福祉課

※障害福祉の制度やサービス受給者証の  
発行等

### 相談支援専門員（相談支援事業所）

※障害福祉サービスを利用する場合  
サービス等利用計画の立案や調整を行う

### 福祉事業所

※日常生活に携わる福祉事業所関係者

## 医療

### 【退院前】

### 医療ソーシャルワーカー（MSW）

※入院中に退院後の在宅生活に向けての必要な  
医療機器の紹介や関係機関との連絡調整

### 【退院後】

医師 通院・訪問診療

歯科医師 通院・訪問歯科

看護師 訪問看護

薬剤師 訪問薬局

理学療法士・作業療法士等 外来訪問リハビリ  
テーション

※退院後の療養生活に携わる医療関係者



不安はあるけど、  
たくさんの人に  
支えてもらえて安心です。

## 保健

### 保健師（こども政策課）

※赤ちゃんの育児や予防接種の相談及び  
乳幼児健診などの実施

## 保育・教育

### 保育コンシェルジュ

### 各保育所・認定こども園

※保育所・認定こども園等の入園に  
ついての相談

### 特別支援教育サポートセンター

### 各学校

※子どもの学校生活での悩みや不安に  
ついての相談

困ったことや心配なこと、「これって  
どうしたらいいのかな？」と思うこと  
があれば、遠慮なくご相談ください。  
ご家族に寄り添いながら、必要な支援  
につないでいくお手伝いをさせて  
いただきます。



医療的ケア児等コーディネーター

# 退院に向けて

ご自宅ではどのような準備が必要か、どのような医療や福祉サービスを利用できるのかなど、わからないことや心配なことは、病院の地域医療連携室（医療ソーシャルワーカー等）に相談してください。必要に応じて市の保健師や障害福祉課の相談担当と連携をとっています。

## 退院に向けて自宅で準備することの例

- 医療機器や医療物品を用意しましょう
- 医療機器の使い方やケアの方法を覚えましょう
- 制度利用の申請や手続きを始めましょう
- 移動のための用意をしましょう
- 生活環境の調整をしましょう



## 兵庫県医療的ケア児支援センター相談窓口

日常的に医療的ケアを必要とするお子さんとご家族が、地域、ご自宅で安心して生活できるよう様々な相談をお受けする窓口です。

お問合せ先 医療福祉センターきすな内（加西市若井町字猪野 83-31）  
受付時間 月～金曜日 9時～17時30分（土日・祝日・年末年始を除く）  
電話 0790-44-2886

## 三田市医療的ケア児等コーディネーター

三田市配置の相談窓口です。医療的ケアが必要な方とそのご家族への支援の調整をします。

お問合せ先 三田市障害者総合相談窓口きいてネット 障害者基幹相談支援センター内  
受付時間 月～金曜日 9時～17時30分（土日・祝日・年末年始を除く）  
電話 079-559-5205

## 医療的ケア児等医療情報共有システム

医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）とは、医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、全国の医師・医療機関（特に、救急医）が迅速に必要な患者情報を共有できるようにするためのシステムです。

お問合せ先 「MEIS」と検索しホームページから事前に医療的ケアの情報を登録  
(<https://meis.cfa.go.jp/user/login>)

※申込には、主治医が記載する項目もあります。

# 1. (1) ライフステージ一覧

ステージ	出生から 就学前まで	小学校	中学校	高等学校	青年期以降（18歳～）
予防接種 ・健診等	乳幼児の定期予防 接種（出生届を出 すと案内冊子と問 診票がもらえる）	児童・生徒の定期予防接種			成人向け各種健診（特定健診・ 歯科口腔健診・女性がん検診等）
医療・ 保健	市保健師				
		訪問診療			
		訪問看護			
		訪問リハビリ			
		外来リハビリ			
		薬の配達			
就学等 準備 教育・ 保育	保育所、幼稚園等 入園相談・手続 き、就学相談、就 学前健診	普通学校	通常学級 特別支援学級 通級指導		就労・大学・専門学校等
		特別支援 学校	三田市立ひまわり 特別支援学校 兵庫県立上野ヶ原 特別支援学校		
			訪問学級（兵庫県立 上野ヶ原特別支援学校 のみ）		
福祉 サービス	※申請により市が認める場合は、 下記サービス利用可能				生活介護、就労継続支援 A 型・B 型、 就労移行、就労定着支援、 自立訓練（生活訓練・機能訓練）、 地域活動支援センター等
	児童 通 所 支 援	児童発達支援	放課後等デイサービス		
		保育所等訪問支援			居宅介護（身体介護・家事援助）、 通院等介助、同行援護、行動援護、 重度訪問介護、移動支援等
		短期 入 所 等	短期入所（医療型・福祉型）、日中一時支援 ※0歳から対象		
	入 所	医療型・福祉型障害児入所施設 ※0歳から対象			療養介護、施設入所支援

## 2. 手当・年金

名称	対象となる人・対象年齢	所得制限	申請時期	お問い合わせ
児童手当	<p>18歳（高校生）までの子どもを養育している人</p> <p>0歳 1歳 小学校 中学校 高校 3/31まで 歳</p>	なし	誕生日から、または他市から転入後15日以内	こども政策課 手当給付係
児童扶養手当 (ひとり親家庭)	<p>ひとり親家庭で18歳（高校生）の子どもを養育している人（障害のある人は20歳未満まで）</p> <p>0歳 1歳 小学校 中学校 高校 3/31まで 歳</p>	あり	受給資格確認後すみやかに	
特別児童扶養手当	<p>基準を満たす障害のある20歳未満の子どもを養育している人</p> <p>0歳 1歳 小学校 中学校 高校 18歳 20歳</p>		在宅移行時に申請	
障害児福祉手当	<p>20歳未満で常時特別な介護を必要とする人（施設入所は対象外）</p> <p>0歳 1歳 小学校 中学校 高校 18歳 20歳</p>		20歳到達の前月	
特別障害者手当	<p>20歳以上で常時特別な介護を必要とする人（施設入所、3か月以上入院は対象外）</p> <p>0歳 1歳 小学校 中学校 高校 18歳 20歳</p>	なし	原則、20歳誕生日の前日から	
障害基礎年金	<p>病気やけがで一定の障害状態にある人</p> <p>0歳 1歳 小学校 中学校 高校 18歳 20歳</p>	なし	随時	
心身障害者 扶養共済制度	<p>加入者（障害のある子どもの保護者）の年齢が加入年度の4月1日時点で65歳未満 障害者本人の手帳：身体障害者手帳1～3級、療育手帳、上記と同程度の精神または身体に永続的な障害を有する人</p> <p>0歳 1歳 小学校 中学校 高校 18歳 20歳</p>	なし	随時	


### 3. 医療費助成

名称	対象となる人・対象年齢	内容	所得制限	申請時期	問い合わせ
未熟児養育医療	一定の症状がある <b>1歳未満</b> の未熟児 0歳 1歳 小学校 中学校 高校 18歳 20歳 (0歳から1歳まで)	指定養育医療機関での入院医療費（医療保険各法の適用範囲内）と入院食事療養費の自己負担分を助成	なし	出生後 15 日以内 <b>退院後の申請は不可</b>	チャッピー子育て支援センター（保健センター）
乳幼児等・子ども医療費助成	高校卒業年度末（3/31） 0歳 1歳 小学校 中学校 高校 18歳 20歳 (0歳から20歳まで)	医療費の自己負担分を助成	なし	随時（出生、転入等から 14 日以内）	
重度心身障害者医療費助成	身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級 0歳 1歳 小学校 中学校 高校 18歳 20歳 (0歳から20歳まで)	医療費の自己負担分を助成（一部負担金あり）	あり	お子さんの場合、子ども医療費助成が喪失する際に申請	国保医療課
母子家庭等医療費助成	<b>18歳未満</b> の子どもを養育しているひとり親家庭の親と子 0歳 1歳 小学校 中学校 高校 18歳 20歳 (0歳から20歳まで)			ひとり親家庭となる事由が発生したとき（離婚・死別等）	
小児慢性特定疾病医療費助成（1）	対象疾病に該当し、一定の基準を満たす <b>18歳未満</b> の人（継続治療が必要な場合、 <b>20歳未満まで</b> ） 0歳 1歳 小学校 中学校 高校 18歳 20歳 (0歳から20歳まで)	指定医療機関での医療費の自己負担分を助成（所得により一部負担金あり）	なし	診断が出てから申請 申請から審査結果まで約 3 か月	宝塚健康福祉事務所
特定医療費（指定難病）助成（2）	指定難病に該当し、一定の基準を満たす人 0歳 1歳 小学校 中学校 高校 18歳 20歳 (0歳から20歳まで)	指定医療機関での医療費の自己負担分を助成（所得により一部負担金あり）	なし	診断が出てから申請 申請から審査結果まで約 3 か月	宝塚健康福祉事務所



④ 三田市では小児慢性特定疾病医療費助成制度と、乳幼児等・子ども医療費助成制度の併用はできません（入院時の食事代のみ併用可）。両方所持されている場合は、制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証を優先して使用していただくこととなります。※令和 8 年 7 月以降は、併用可となる予定です。

## 4. 健診等一覧（1）子どもの健診

事業名	4 か月児健康診査	9 か月児健康診査 (9~10 か月児)	1 歳 6 か月児健康診査
実施日	年度により異なる（市ホームページ等でご確認ください）		
受付時間	日時、受付時間、人数を区切って、予約制で実施します。 日時の厳守にご協力をお願いいたします。		
対象	対象者には <b>個別に通知</b> します。 人数を区切ってご案内しているため、健診日程がずれることがあります。		
備考	<b>個別の通知</b> あり。 母子健康手帳、問診票、バスタオルを持参。 (健診までに母子健康手帳の保護者欄に必要事項を必ず記入してください)		

事業名	3 歳児健康診査	離乳食教室	プレ・パパママ教室
実施日	年度により異なる（市ホームページ等でご確認ください）		
受付時間	日時、受付時間、人数を区切って、 予約制で実施します。日時の厳守に ご協力をお願いいたします。	開催時間 13 時 30 分~15 時	混雑緩和のため時間を 区切って個別に通知します。
対象	対象者には <b>個別に通知</b> します。人数 を区切ってご案内しているため、 健診日程がずれることがあります。	3 か月児~6 か月児と 保護者	妊娠 5 か月頃から 8 か月頃 までに、市内在住の市内に 住民登録のある妊娠 16 週~ 32 週未満の初妊婦とパート ナー。
備考	<b>個別の通知</b> あり。母子健康手帳、 問診票、目と耳に関するアンケート、 尿 5cc、バスタオルを持参。 (健診までに母子健康手帳の 保護者欄に必要事項を必ず記入して ください)。	定員 20 組。予約制。 詳細は市ホームページ 「離乳食教室のご案内」 参照。	予約制。詳細は申込者に通知し ます。 市ホームページ 「プレ・パパママ教室の ご案内」参照。

## 4. 健診等一覧（2）赤ちゃん訪問

赤ちゃんの健やかな成長とご家族の育児を応援することを目的に、生後4か月までの赤ちゃんがいらっしゃるすべての家庭への訪問相談を行うため、「新生児訪問」と「こんにちは赤ちゃん事業」を総合的に推進しています。訪問は、保健師・助産師や研修を積んだサポーターが伺います。ただし、出生時の体重が2,500グラム未満の赤ちゃんの訪問は、保健師・助産師による「新生児訪問」でお伺いします。

### 申請方法

#### ○オンライン申請

赤ちゃんがお生まれになられたら、3週間以内に市ホームページの赤ちゃん訪問連絡票申請フォームより申請ください。

#### ○書面による申請

オンライン申請が難しい場合は、書面による申請も可能です。市ホームページより「赤ちゃん訪問連絡票様式（表と裏の合計A4サイズ2枚）」をダウンロードし、印刷してご記入のうえ下記提出先へ郵送または来所申請してください。ダウンロードや印刷ができない場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。この連絡票は「低体重児届出書（三田市母子保健規則第2条関係）を兼ねますので、出生時体重が2,500グラム未満の赤ちゃんは、必ずご提出ください。

（郵送先）郵便番号 669-1514 三田市川除 675 番地  
三田市子ども政策課 赤ちゃん訪問担当

（提出窓口）三田市総合福祉保健センター2階 チャッピー子育て支援センター  
（受付時間）月曜日から金曜日（祝日、12月28日から1月3日を除く）  
9時から16時30分

（費用）無料

お問合せ先  
チャッピー子育て支援センター 母子保健担当（総合福祉保健センター内）



## （3）子育ての相談

0～18歳の児童とその家族が対象です。  
子育て不安などのご相談に応じます。

お問合せ先 家庭児童相談室  
受付時間 24時間・全日対応



## 5. 保育・教育関係等

### (1) 保育コンシェルジュ

保育コンシェルジュは、保育士資格、保育経験がある専門の相談員で、お子さんの保育に関する相談のほか、保育の制度やサービスの情報提供を行っています。

#### どんな時に利用したらいいの？

- 子どもは小さいけど、いずれはどこかの施設に預けたいな…
- どんな園があるの？気になっている園はどんな園？
- 少しリフレッシュしたいけど、一時預かりをしてくれるところはあるの？
- どうやって園を決めたらいいの？
- どんな手続きをしたらいいの？
- 保育園・認定こども園・小規模保育施設ってどう違うの？
- 市内にはどんな保育サービスがあるの？
- 入園・入所ができなかった場合どうしたらいいの？

#### いつ・どこで相談できる？

市役所で（申込不要）

実施日時：月曜日～金曜日 9時～16時30分 ※祝日・年末年始を除く

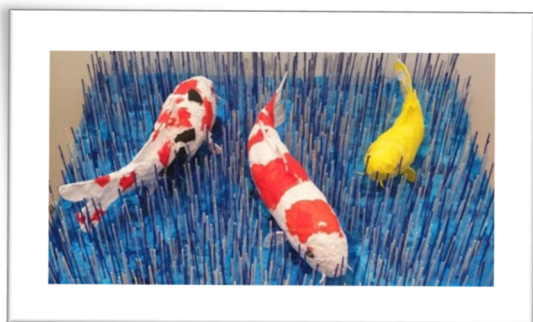
場所：市役所本庁舎2階 保育振興課

申し込みは不要ですが、不在の場合があるので事前にお電話いただくと確実です。

お問合せ先

保育振興課

市ホームページ  
掲載先



## 5. 保育・教育関係等

### (2) 特別支援教育サポートセンター

三田市では、就学前から学齢期、就労移行に至るまでの支援を充実させるために、三田市教育委員会教育支援課に、「特別支援教育サポートセンター」を開設しています。

「特別な支援が必要な幼児児童生徒の個々に応じた自立と社会参加」をめざします。

#### どんな相談があるの？

##### 1.電話相談・面接相談

コーディネーターによる相談です。気になることについてお話を聞かせていただきます。

必要に応じて、各種相談を紹介させていただきます。

面接相談では子どもの困り感への支援を一緒に考えます。

##### 2.療法士相談

ことばの面や体のぎこちなさが気になるお子さんの相談です。理学療法士、言語聴覚士、作業療法士による相談です。

##### 3.外部専門員相談

外部専門員の先生との相談です。お子さんと学校園所の先生と一緒に相談です。

#### 相談の申し込みはどうするの？

まずは、サポートセンターにお電話ください。(079-569-7315 平日 9時から 16時 30分)

コーディネーターがお話をお伺いします。相談内容によって各相談を紹介させていただきます。

#### サポートファイルって何？～切れ目のない支援のために

サポートファイルは、支援を必要とする方々のその家族をサポートする関係機関が、情報を共有し連携してよりよい支援を行うことができるようにするためのファイルです。

どんな時につくりますか？ 就園、就学、進学、就労のとき、新しい支援機関を利用するとき、個別計画を作るとき、相談をするとき など

どこでもらえますか？ 学校教育部 教育支援課  
健康福祉部 障害福祉課  
こども未来部 保育振興課・幼児教育振興課・こども政策課

お問合せ先 学校教育部 支援係



## 6. 障害福祉（1） 障害者手帳について

### 1. 身体障害者手帳

- 身体の機能に一定以上に障害を有する人に交付される手帳。
- 税制上の優遇措置や公共交通機関・公共施設の利用料減免などの制度を利用することができます。

#### （要件）

視覚、聴覚、肢体、心臓等に永続する身体上の障害を有する人。

※障害の認定には指定医師の**診断書（様式あり）**が必要です。

### 2. 療育手帳

- 知的障害を有する人に交付される手帳。
- 税制上の優遇措置や公共交通機関・公共施設の利用料減免などの制度を利用することができます。

#### （要件）

知的障害を持つ人。

※障害の認定には **18歳未満の方は川西こども家庭センターで、18歳以上の方は兵庫県知的障害者更生相談所で判定を受ける必要**があります。

※判定等の実施には数か月を要しますのでご注意ください。

### 3. 精神障害者保健福祉手帳

- 精神疾患を有する人で精神障害のため長期にわたり日常生活へ制約がある人に交付される手帳。
- 税制上の優遇措置や公共交通機関・公共施設の利用料減免などの制度を利用することができます。

#### （要件）

精神疾患により長期にわたり日常生活へ制約があり、その精神疾患による初診日から6か月以上経過している人。

※障害の認定には**診断書（精神障害者保健福祉手帳用）**が必要です。



お問合せ先  
市ホームページ  
掲載先

障害福祉課



## 6.障害福祉（2）身体障害者手帳の申請について

身体障害者手帳とは、身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳です。手帳の等級は1級（重度）～6級（軽度）まであり、手帳をお持ちの方は、その障害の種類や程度によって様々な援護を受けることができます。

### 対象となる方

視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語機能又はそしゃく機能、  
肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、  
ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある方

### 手帳取得までの流れ

#### 1. 診断書の作成依頼

身体障害者福祉法第15条の指定医による記載が必要です。手帳取得にあたっては、事前に主治医とご相談ください。

〔診断書の様式について〕

兵庫県または三田市のホームページよりダウンロードしてください。  
所定のもの以外では受付ができませんのでご注意ください。

#### 2. 申請

原則として事前申請となります。次の書類を市障害福祉課まで提出してください。

なお、申請書等には**個人番号（マイナンバー）**が必要になります。

- ・ 交付申請書
- ・ 診 断 書（指定医師が所定の様式に記入したもの）
- ・ 写 真（縦4cm×横3cmのサイズ1枚）

#### 3. 交付

身体障害者手帳の交付可否および等級については、医師の意見書・診断書に基づいて兵庫県（兵庫県立身体障害者更生相談所）が審査・判定を行います。認定基準に該当すると認められたときは、手帳が交付されます。

##### ■期 間

申請後、概ね3か月程度かかります。

※ 診断書の内容に疑義が生じた場合は、医師返戻や審議会での諮問が必要となるため、交付まで通常以上に時間を要する場合があります。

##### ■交付通知

市役所から郵送等で通知します。

##### ■持 ち 物

・印鑑 ・郵送された通知 ・通知に記載された持ち物（障害の等級によって、持ち物が異なります。）

#### 写真についての注意点

- 本人の上半身の写真で、半年以内に撮影したもの。
- 無帽であること（宗教上又は医療上の理由がある場合を除く。）
- 証明写真などなるべく背景のない写真。他者が写り込んでいないもの。

## 6.障害福祉（3）補装具その他

名称	補装具費の支給	日常生活用具の給付
対象	① 身体障害者手帳の交付を受けた人 ② 難病等の人（障害種別や障害等級等条件あり）	
内容	身体機能を補完し長期にわたり継続して使用される補装具の購入・修理に必要な費用を9割給付してもらえる制度 （医療的ケア児の場合、車椅子や座位保持椅子等の購入にあたり申請することが多い）	重度の障害のある人などが日常生活を送るために必要な用具を給付 （医療的ケア児の場合、ネブライザー、電気式たん吸引器等の用具購入にあたり申請することが多い）
所得制限	あり（18歳未満の場合は所得制限なし）	あり（年齢に関係なく）
申請時期	購入等の前（すでに購入済のものは対象外）	
お問い合わせ	障害福祉課	



名称	小児慢性特定疾病児等日常生活用具の給付	タクシー料金助成利用券
対象	小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた人	市内に住所を有する在宅の人で、次のいずれかに該当する人（入院・入所中の方は対象外）。 ① 身体障害者手帳 1 級又は 2 級 ② 療育手帳 A 判定 ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級
内容	日常生活に支障があり、児童福祉法や総合支援法の対象とならない人へ在宅療養に必要な日常生活用具を給付	① 1 か月あたり 5 枚のタクシー利用券助成券を申請の翌月から年度末（3 月分）まで交付 ② 助成券 1 枚で 500 円の助成（R7.4. 1 現在） （タクシー料金範囲内で、複数枚数の使用可能） ※ 離発着地のいずれか又は両方が三田市内の場合のみ使用可能 （助成券綴りに記載のタクシー会社のみ使用可）
所得制限	所得に応じて設定される自己負担額がある	なし
申請時期	購入等の前（すでに購入済のものは対象外）	随時
お問い合わせ	障害福祉課	



健康福祉部 障害福祉課

日常生活用具給付品目



# 7. 障害福祉サービスについて

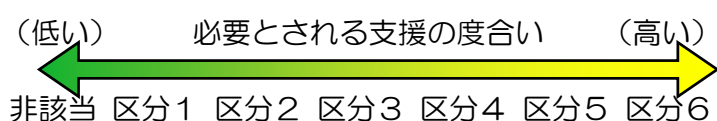
## (1) 障害福祉サービスの手続きについて

ご利用の手続きは、以下の流れになります。なお、市障害福祉課では相談支援事業所の紹介や、その他の相談も受けられます。まずは市役所障害福祉課に相談しましょう。

### 手続きの流れ

#### 1. 市障害福祉課に申請し、障害支援区分について認定を受けます。

※障害支援区分とは、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる、標準的な支援の度合を総合的に示すものです。



※ 児童は区分1～3  
18歳以上は区分1～6

※訓練等給付（共同生活援助を除く）及び障害児通所支援については区分の認定は必要ありませんが、市障害福祉課の面談を受ける必要があります。  
※高額障害福祉サービス給付あり。

#### 2. 以下、相談支援事業所に「サービス等利用計画案」

（18歳未満の場合は「障害児支援利用計画案」）を作成してもらい、市障害福祉課へ提出。

#### 3. 市障害福祉課は計画案や勘案すべき事項をふまえて、提供するサービスの種類や量について支給決定をします。

#### 4. 相談支援事業所は、サービス事業者の連絡調整を行い、「サービス等利用計画」を作成します。

#### 5. サービス等利用計画に基づきサービス事業者と契約を締結のうえ、サービス利用を開始。

#### 6. 以降、定期的に計画の確認・見直しを実施

#### 市内の相談支援事業所

- ☆ あすなろ相談支援事業所
- ☆ 三田わくわく村大原事業所
- ☆ かるがも相談支援
- ☆ Uno misumo
- ☆ WELnet さんだ相談支援センター（18歳以上対象）
  - ・ ぞうさんの足音
- ☆ 三田福祉の里相談支援センター
- ☆ 相談支援事業所「ねくすと」
- ☆ オフィス リブ

☆印は医療的ケア児等コーディネーター在籍の事業所です。

# 7. 障害福祉サービス等について

## (2) 障害者総合支援法の障害児・者支援

サービスの利用には受給者証の取得が必要です。利用料は原則 1 割負担で、世帯の所得に応じて負担上限額があります。

### 児童発達支援

未就学のお子さんに、遊びを通して療育を提供し、成長発達を促します。

<児童発達支援のひとつの紹介>

この児童発達支援センターでは看護師が常駐し、お子さまの健康状態など確認しながら、集団での保育・療育や、個別訓練を行っています。



寒天を使った感触遊び



茶道



プール遊び



個別訓練

## 放課後等デイサービス

18歳以下のお子さんに放課後や長期休暇中などに、生活能力の向上のための訓練や社会との交流等を提供します。詳細な内容やプログラムは各事業所によって異なります。

### 〈放課後等デイサービスのひとつの紹介〉

ここでは、コミュニケーション、感受性、自尊感情を大切にし、利用者一人ひとりの「幸せに生きる力」を育みたいと思っています。PT・OT・STによる機能訓練を毎月2回ずつ実施しています。看護師が常駐しており、医療的ケアが必要な方や最重度の障害をお持ちの方でも安心してご利用いただけます。送迎サービスも行っています。



## 保育所等訪問支援

保育所や幼稚園、学校等を利用するお子さんの集団適応のための支援や、専門的アドバイスを行います。

## 生活介護

18歳になられた方に、昼間、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

### 〈ある事業所の紹介〉

重度の身体障害者を対象として、アットホームな雰囲気の中で、自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るように、創作活動やレクリエーション、多彩な楽しいプログラムを実施しています。看護師が常駐しており、医療的ケアが必要な方や最重度の障害をお持ちの方でも安心してご利用いただけます。送迎サービスも行っています。



## 就労系事業所

18歳になられた方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

市内には就労継続支援事業 A 型（雇用型）、B 型（非雇用型）、一般企業への就労を希望する方に、2 年間、就労に必要な訓練を行う、就労移行支援事業所があります。

事業所によって訓練内容は異なります。送迎サービスをしている事業所もあります。



## 医療型障害児入所施設

障害のある児童を保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う入所施設。疾病の治療、看護、医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護などの支援を行います。

○ 利用対象者：医療的ケア、常時の介護を必要とする18歳未満の方であって、身体障害者手帳1級もしくは2級、療育手帳A判定(最重度判定)の方が対象。

○ 手続き：近隣の児童相談所・子ども家庭センター(児童福祉法)で行います。

## 療養介護事業所

医療的ケアを必要とする障害のある方のうち常に介護を必要とする方に、主に病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をします。

○ 利用対象者：医療的ケア、常時の介護を必要とする18歳以上の方であって、身体障害者手帳1級もしくは2級、療育手帳A判定(最重度判定)の方で障害支援区分5以上が対象。

○ 手続き：近隣の各市町村障害福祉課(障害者総合支援法)で行います。

## 7.障害福祉サービス等について

### (3) 障害者総合支援法のサービス内容

#### 日中一時支援

障害児の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図るものです。

◆対象者・支給条件など

身体、知的、精神障害を有する方。  
(発達障害も含む)

#### 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する方が病気や緊急時の場合に、短期間施設に入所できます。

◆対象者・支給条件など

居宅介護（ホームヘルプ）と同様。

#### 移動支援

屋外での移動が困難な障害児に外出のための支援を行い、自立生活と社会参加を促します。

◆対象者・支給条件など

身体、知的、精神障害を有する方（発達障害も含む）で、屋外での移動が著しく困難な方。

#### 訪問入浴サービス

家庭において自力や家族の介助では入浴が困難な方に、居宅に簡易浴槽を設置し、専門の介助者が入浴を介助することで、お部屋で入浴が可能になるサービスです。

◆対象者・支給条件など

一定の肢体不自由の障害を有する方で、医師が必要と認めた方。

#### 居宅介護（ホームヘルプ）

事業所より派遣されたヘルパーが、自宅での入浴や排泄、食事の介助などの身体介護や掃除洗濯などの家事援助、通院時の介助等を行います。

◆対象者・支給条件など

障がいの種類や程度を把握するための調査を行い、支給の要否を決定します。

#### 重度訪問介護

重度の肢体不自由や知的・精神障がいで、行動が著しく困難な方に、入浴、排せつ、食事介助や外出時の支援などを行います。

◆対象者・支給条件など

- ・15歳以上の方
- ・児童相談所がサービス利用を費用と判断した場合、調査、審査会、区分設定を経て支給の要否を決定します。

#### 登録特定行為事業所から受けられる居宅介護について

登録特定行為登録している事業所から受けられる支援としては以下のような内容です。

◎口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引・気管カニューレ内の喀痰吸引・人工呼吸器装着ありなしに関わらず、定められた手順を踏みヘルパーが実施することが可能です。また胃瘻・

腸瘻による経管栄養の処置も同様です。移動支援や通院中にも上記内容の支援を受けることができます。



## 7.(4) 医療型・福祉型短期入所事業所をお探しの障害児・者のご家族の方へ

### 医療型短期入所事業所における空床確保事業について

兵庫県では、医療的ニーズを有する重症心身障害児者等が短期入所サービスを円滑に利用できるよう、県内の医療機関が実施する指定短期入所事業所において、輪番制により2床の空床を確保する「医療的ケア児等医療提供体制確保事業」を実施しています。神戸・阪神圏域、播磨圏域で各1床を確保しています。

### 制度が利用できる人

兵庫県内にお住まいの、遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する人及び重症心身障害児等で、医療型短期入所の対象となる人。

#### 利用の手順（例）

※短期入所サービスの受給者証をお持ちでない場合は、まずお住まいの市町に支給決定の相談をしてください。

- 1.当番病院の窓口にご利用の申込（お電話で必要な手続等をお問合せください）
- 2.事前診察の予約（医療機関によっては事前診察が不要な場合もあります）
- 3.かかりつけ医の診療情報提供書の提出
- 4.利用登録のための事前診察（外来受診）
- 5.利用契約の締結
- 6.利用日の予約
- 7.短期入所の利用

### 制度利用にあたっての留意事項

利用にあたっては、お住まいの市町から短期入所サービスの支給決定を受けることが必要です。利用開始にあたり、各医療機関との間で事前に利用契約を締結する必要があります。利用は予約制となります。ベッドに空きがない場合や利用される方の状態等により、利用いただけない場合があります。

お問合せ先 兵庫県福祉部 ユニバーサル推進課

県ホームページ  
掲載先



## 8.医療のサービス

### 訪問診療

通院が困難な方を対象に、医師が定期的に訪問して診療を行います。

### 訪問看護

看護師が自宅に訪問し、ご家族が担っている医療的ケアを少しお手伝いしながら、専門的な目で状態の確認をします。

また成長発達に伴った支援や生活上の悩みなど相談にも応じ、お子さんとご家族が安心して生活できるよう支援します。

### 訪問リハビリテーション

それぞれの地域に出向いて行われる支援です。

子どもは特に「成長過程」であるため、獲得していない機能へアプローチし、遊びを取り入れながら実践していきます。

また、呼吸リハビリや離乳食へのアプローチ等、理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）が関わっていきます。

### 訪問薬局

薬剤師が医師の指示に基づき、自宅や施設を訪問して薬の配達・服薬指導・体調管理の助言などを行うサービスです。

通院が困難であり、医師が訪問薬剤指導を必要と判断している、居宅または施設で療養している方が対象です。

### 外来リハビリテーション

病院の外来で行われる支援です。

子どもは特に「成長過程」であるため、獲得していない機能へアプローチし、遊びを取り入れながら実践していきます。

また、呼吸リハビリや離乳食へのアプローチ等、理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）が関わっていきます。

### 訪問歯科

歯科医療機関への通院が困難な場合、歯科医師や歯科衛生士がご自宅や生活している場所に訪問して歯科治療や指導を行います。

保険診療ですが、訪問にかかる交通費については、保険診療外となりますので、別に支払いが必要になります。

## 9. 移行期支援

### 18歳前から20歳頃に必要な手続き

手続きの時期は目安ですので、ご本人の状況によって前後します。ご不明な点はお問合せください。

申請分類	サービス等の種類	概要	手続きの期間
更新	放課後等デイサービス	誕生日月の前月に案内が届きます。更新すると年度末(3/31)まで利用できます。	誕生日月末日まで
新規	短期入所・ 日中一時支援・居宅介護	サービスを受けるにあたって障害支援区分認定が必要です。	誕生日月の2か月前頃
変更または更新	有料道路料金割引 (ETC割引登録をしている場合)	20歳の誕生日以降もETCを利用する場合はご本人名義のETCカード登録が必要です。	誕生日の前日まで

窓口：三田市障害福祉課 TEL 079-559-5075  
有料道路 ETC 割引登録係 TEL 045-474-1233

### 高等学校を卒業する時期

申請分類	サービス等の種類	概要	手続きの期間
新規	生活介護・ 就労系事業所・ 居宅介護・施設入所 等	事前に障害支援区分の認定が必要です。	卒業年度の1月頃
新規	就労継続支援 A 型・B 型 就労移行支援 等	障害支援区分の認定は不要です。	卒業年度の1月頃

### 20歳になる時期(1) 障害基礎年金

20歳前障害については、20歳到達日において一定の障害状態に該当した場合に支給されます。手続きには医師の診断書が必要です。かかりつけ医に前もって相談しておきましょう。

申請書を作成するにあたってはサポートファイルの情報がとても役立ちますので活用しましょう。

手続き：20歳誕生月の3か月程度前から

申請時期：20歳誕生日の前日から

申請窓口：市民課 TEL 079-559-5067



**障害基礎年金を受けている方⇒認定された日を含む月の前月の国民年金保険料から、免除となります**



小児慢性特定疾病医療受給者証からの制度移行については、お子様の疾患や状態により利用できる制度が異なります。有効期限が切れる（制度対象外となる）3～6か月前には、各制度問合せ先にご相談のうえ、必要な申請等を行いましょう。

18歳到達時点において小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となっていて、18歳到達後も引き続き治療が必要な場合、20歳の誕生日の前日までが受給者証の有効期限となります。  
※R5.10.1～、制度改正により申請日時時点で18歳3ヶ月まで新規申請可

### 特定医療費（指定難病）受給者証

（対象者）

指定難病に該当し、一定の基準（重症度等）を満たしている方

④注 小児慢性特定疾病の疾患が指定難病にはない場合もあります

### 重度心身障害者医療費助成

（対象者）

身体障害者手帳1～3級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方（所得制限あり）

健康保険



## 郵便等による不在者投票制度

身体障害者手帳をお持ちで次のような障害がある人は、郵便等による不在者投票をすることができます。

障害の種類等	障害の程度
両下肢・体感・移動機能	1級または2級
心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
免疫・肝臓	1級～3級

手続きは18歳の誕生日以降からできます。7年に1回更新手続きが必要です。手続きに必要なものは、身体障害者手帳の原本、申請用紙です。（申請用紙は、下記窓口のHPからダウンロードできます）。

申請後は速やかに制度を利用できます。

窓口：選挙管理委員会事務局 TEL 079-559-5181

## 成年後見制度

知的障害などによってひとりで決めることに不安や心配な人がいろいろな契約や手続きをする際に、ご本人と一緒に考え、お手つだいする制度です。

今すぐには利用を考えていないが前もって制度について知っておきたい方もお問合せください。

窓口：三田市権利擁護・成年後見支援センター TEL 079-550-9004（総合福祉保健センター1階）



# 10. 災害対策

いざという時に備え、日頃から地域の方と積極的にコミュニケーションを取りましょう。  
人工呼吸器等を装着されている人は、非常用電源などの準備も大切です。日頃から水、非常食、薬などの用意や災害情報の取得方法を確認しましょう。

## 避難行動要支援者名簿

災害の発生に備え自力避難が困難である避難行動要支援者について、要支援者ご本人の同意に基づき名簿を作成し、平常時から区・自治会、民生委員、自主防災組織等の避難支援等関係者と共有し、災害時に備えています

## 災害時個別避難計画の作成支援

三田市では、避難行動要支援者名簿への情報共有が進んでいますが、名簿には具体的な避難場所や避難方法などがないことから、一人ひとりの心身の状況や家族関係、近隣関係などを踏まえ、具体的に避難場所や支援者、避難方法などの詳細を日頃から決めておくことが必要です。  
一人ひとりに具体的に取り決めた計画を「個別避難計画(こべつひなんけいかく)」といいます。  
個別避難計画を地域で必要となる要支援者に、地域全体で協力して作成することで、地域での共助の力を高め、災害から命を守りましょう。

## 災害に備えて用意しておくもの

- |  |  |   |
|--|--|---|
| <input type="checkbox"/> アルコール綿・伸縮包帯・テープ | <input type="checkbox"/> 災害対応マニュアル       | <input type="checkbox"/> ラジオ            |
| <input type="checkbox"/> アンビューバック        | <input type="checkbox"/> 在宅酸素            | <input type="checkbox"/> 予備(手動)吸引器・チューブ |
| <input type="checkbox"/> 延長コード           | <input type="checkbox"/> 蒸留水             | <input type="checkbox"/> 予備の回路一式        |
| <input type="checkbox"/> おむつ             | <input type="checkbox"/> 人工呼吸器           |   |
| <input type="checkbox"/> 外部バッテリー         | <input type="checkbox"/> 人工鼻             |   |
| <input type="checkbox"/> 薬・栄養剤等          | <input type="checkbox"/> 蓄電池(300W・1000W) |   |
| <input type="checkbox"/> グローブ・ナイロン袋      | <input type="checkbox"/> パルスオキシメーター      |   |
| <input type="checkbox"/> 携帯電話・充電器        | <input type="checkbox"/> 保険証・受給者証・お薬手帳   |   |

※ 飲料水、吸引用の水、内服薬、ケア用品などは、**最低3日分準備**。

※ 必要物品については置く場所を決め、訪問看護やヘルパー等と共に定期的に物品確認をしておきましょう。

お問合せ先

危機管理課

市ホームページ  
掲載先

個別避難計画

福祉避難所



# 11. 三田市で暮らす

## 自然体験クラブ

三田の自然の中で、家族一緒に農業体験や野外活動を楽しみます。年齢の違いや、障害のあるなしに関係なく、ご参加いただけます。



ハイキング



川遊び



黒枝豆の収穫





# 兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会

兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会は、県内の障害者の体力維持・向上、社会参加意欲の向上を図るとともに、県民の障害者への理解と認識を深め、交流を広げることがを目的としています。



## 実施競技



陸上（身・知）



卓球（身・知・精）



ソフトボール（知）



ボッチャ（身）



水泳（身・知）



サウンドテーブルテニス（視）



フライングディスク  
（身・知・精）



ボウリング（知）



バスケットボール（知）



サッカー（知）



バレーボール（知・精）

## フライングディスク

様々な障害の垣根を越えて行なわれるこの競技には、投球の正確さを競うアキュラシーと、投げた距離を競うディスタンスの2種目があります。



### アキュラシー

5mまたは7m離れた内径91.5cmの的に向かって10回投げ、通過回数を競います。

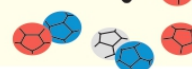
### ディスタンス

シンプルに投球の最長距離を競います。風に乗って50m以上飛ぶことも。車椅子でも参加できます。

## ボッチャ

ボッチャはすべての垣根を越えて、誰でもできるスポーツです。この競技は、年齢、性別、障害のあるなしにかかわらず、すべての人が一緒に競い合えるスポーツです。

障害によりボールを投げる事ができなくても、ランプ（勾配具）を使い、自分の意思をランプオペレーターに伝えることができれば参加できます。



# 問い合わせ先一覧

	相談窓口	連絡先等	備考
三田市	こども政策課 手当給付係	TEL:079-559-5072 受付時間:平日 9時~16時30分 本庁2階	児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当
	家庭児童相談室	TEL:079-559-5076 受付時間:24時間・全日対応 本庁2階	子育て不安などの相談
	障害福祉課	TEL:079-559-5075 受付時間:9時~16時30分 本庁1階	障害者手帳 障害福祉サービス 補装具
	市民課	TEL:079-559-5067 受付時間:9時~16時30分 本庁1階	障害基礎年金
	チャッピー子育て支援センター	TEL:079-559-5093 受付時間:9時~16時30分 本庁2階 TEL:079-559-5701 受付時間:9時~16時30分 総合福祉保健センター2階	妊娠・出産期の相談 育児相談 赤ちゃん訪問 未熟児養育医療 健診・予防接種
	国保医療課 給付係	TEL:079-559-5050 受付時間:9時~16時30分 本庁1階	乳幼児等・こども医療費 重度心身障害者医療費 母子家庭等医療費
	保育振興課	TEL:079-559-5073 受付時間:9時~16時30分 本庁2階	保育コンシェルジュ
	学校教育課 支援係	TEL:079-559-5204 受付時間:9時~16時30分 南分館3階	特別支援教育サポートセンター
	危機管理課	TEL:079-559-5057 受付時間:9時~16時30分 本庁3階	避難行動要支援者支援制度 福祉避難所
	兵庫県	兵庫県福祉部 ユニバーサル推進課	TEL:078-362-3261 受付時間:月曜日から金曜日 9時~17時30分(祝日・年末年始除く)
宝塚健康福祉事務所 地域保健課		TEL:0797-62-7308 受付時間:月曜日から金曜日 9時~17時 (祝日・12/29~1/3を除く)	小児慢性特性疾病・ 指定難病受給者証
兵庫県医療的ケア児 支援センター (医療福祉センターきずな内)		TEL:0790-44-2886 受付時間:月曜日から金曜日 9時~17時 (祝日・年末年始除く)	医療的ケア児等に関する相談
川西こども家庭センター		TEL:072-756-6633 受付時間:月曜日から金曜日 9時~17時 (祝日・年末年始除く)	18歳未満の療育手帳 申請等

## 市内の相談支援事業所等

	事業所	連絡先等
基本相談 支援事業所	障害者基幹相談支援センター	TEL：079-559-5205 受付時間：9時～17時30分 住所：三田市川除 675 総合相談窓口きいてネット内
	障害者就業支援センター「びーず」	電話番号：079-562-6699 受付時間：9時～17時30分 住所：三田市川除 675 総合相談窓口きいてネット内
指定特定 相談支援 事業所 (計画相談)	あすなろ相談支援事業所	TEL:079-556-5075 受付時間:9時～17時30分 住所:三田市三輪 1丁目 8-11
	三田福祉の里相談支援センター	TEL:079-568-1026 受付時間:9時～17時 住所: 三田市東本庄 1188 番地
	三田わくわく村志手原事業所	TEL:079-564-8989 受付時間:9時～17時 住所:三田市志手原横尾 1321-1
	相談支援事業所「ねくすと」	TEL:079-567-7530 受付時間: 8時30分～17時30分 住所: 三田市西山 2丁目 10-13 2階
	かるがも相談支援	TEL:079-559-5075 受付時間:9時30分～18時 住所:三田市井ノ草 808 番地
	オフィス リブ	TEL: 079-558-7708 受付時間:9時～17時 住所:三田市高次 1丁目 7-31NKハイツ高次 5号
	Uno mismo	TEL:050-8884-3423 受付時間:10時～18時 三田市上井沢 486-2 中西ビル 3-A
	WELnet さんだ相談支援センター	TEL:079-567-5104 受付時間:9時～17時 住所:三田市上井沢 44-1
	そうさんの足音	TEL:079-564-7785 受付時間：9時～18時 住所：三田市すすかけ台 1-12

## 医療的ケア児等ネットワーク

	相談窓口	連絡先等	備考
医療	さんだ在宅医療 ネットワーク (訪問看護つな樹)	TEL:079-563-8120 受付時間：月曜日から～土曜日 9時～18時	在宅診療に関 する相談・調 整
家族会	兵庫県医療的ケア家族会	hyougokenikea@gmail.com (メールのみ)	当事者とその 家族および 支援者のコミ ュニティ



発行：令和 8 年 3 月  
三田市地域自立支援協議会 医療的ケア児等支援連絡会  
令和 7 年度事務局  
三田市障害者基幹相談支援センター  
TEL：079-559-5205  
住所：三田市川除 675 総合相談窓口きいてネット内